

あま市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あま市が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、労働環境の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認を行う契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約は、次に掲げるものとする。ただし、市長が契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 予定価格が1億円以上の工事の請負契約

(2) 予定価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約の場合は、その予定価格を当該長期継続契約の契約期間の月数で除し、12を乗じて得た価格）が1,000万円以上の業務の委託に関する契約で、次に掲げる業務の1又は2以上のものをその内容とするもの

ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃の業務

イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）

ウ 庁舎等における電話交換又は受付の業務

2 市長は、前項の規定による労働環境の確認を行う契約について、一般競争入札の公告又は指名競争入札等の通知を行う場合は、労働環境の確認を行う契約である旨を明示するものとする。

3 市長及び受注者（第1項に規定する工事又は業務を受注した者をいう。以下同じ。）は、労働環境の確認に関する特記事項を契約書に添付するものとする。

(労働環境の確認)

第3条 受注者は、契約締結後、労働環境確認報告書（別記様式）を速やかに提出するものとする。

2 市長は、受注者から提出された労働環境確認報告書の内容に疑義があった場合は、受注者に対して聞き取り等の調査を行うものとする。

(改善の指示)

第4条 市長は、労働環境の確認を行った結果、労働環境が不適切であると認めるときは、受注者に対し労働環境の改善を指示するものとする。

2 受注者は、前項の規定による指示を受けた場合は、労働環境の改善を図り、その内容について速やかに市長に報告書を提出するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札等の通知を行う契約について適用する。